

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
3月	8日(木)	13日(火)	20日(火)
4月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL 79-5500 (直通) 役場 1階福祉部内

町民課から



別海町ごみの減量化大作戦! その38

引っ越しごみはごみ処理場へ

引っ越しや大掃除等で、一度に大量の家庭ごみを出す場合は、ごみステーションに排出せず、別海町ごみ処理場への直接持ち込みをお願いします。

自分で持ち込む場合

- 搬入量に応じてごみ処分手数料を徴収しますので、**現金をご用意ください。**
- 指定ごみ袋ではなく、透明または半透明の袋に入れて排出することができます。
あらかじめ、ごみ出しルールの分別区分によって分別した上で持ち込み願います。

自分で持ち込むことが難しい場合

- 「一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼することができます。この場合、ごみ処理場で支払うごみ処分手数料のほか、**許可業者に収集運搬料**を支払う必要があります。
※許可業者以外に収集運搬を依頼することは、**違法行為**となりますのでご注意ください。

別海町ごみ処理場

■受付

月曜日から土曜日 午前9時から午後4時まで

■住所等 別海町別海362番地1 TEL75-3812

■ごみ処分手数料

家庭ごみ(もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ)
20kgごとに60円 ※資源は無料

一部の地域で収集曜日を変更します

収集業務の効率化を図るため、4月から一部地域で「もえないごみ・粗大ごみ等」の収集日を変更します。

地 区	変更前	変更後
中部市街(中西別・上春別市街)	第4金曜日	第2金曜日
南部市街(上風連市街)	第3金曜日	第1金曜日

問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

4月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。4月にくみ取りが必要な方は**3月20日**までにお申し込みください。

また、4月から家庭廃水のくみ取りを再開します。

定期的な、し尿のくみ取りが必要な方を対象に、し尿定期くみ取りの申込を受け付けています。

ご協力をお願いします。

冬期間はくみ取り口付近に雪が積もると、くみ取りが行えない場合があります。くみ取り口付近の除雪のご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)



国保に加入するとき・やめるときは 必ず届出をしてください

次に該当される方は、届出が必要です。

国保に入るとき

- 他の市町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 退職などで職場の健康保険などをやめたとき
- 国保に加入している方が子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出したとき（※学生は申請により特例が認められています）
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき
- 一定の障害があると認定された65歳以上の方が後期高齢者医療制度に加入したとき

進学により町外に転出する場合

進学により町外に転出をする場合は、学生証もしくは合格通知書を持参し所定の手続きをすることにより、就学期間が満了するまで別海町の国保に加入することができます。

保険証は1人に1枚です

別海町から転出された場合は別海町国保の保険証は使えません（学生の特例申請をされた方は除く）。また、職場等から保険証が交付された場合も国保の保険証は使えません。誤って使用してしまった場合、国保が負担した医療費は返していただくことになります。

なお、届出には「マイナンバー」が必要となっています。

平成30年度から国保制度が変わります!!

平成30年度からは、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うことになります。また、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

改革後の国保運営の在り方について(都道府県と市町村それぞれの役割)

改 革 の 方 向 性		
1. 運営の在り方 (総論)	○都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ●市町村ごとの保険事業費納付金を決定 ●財政安定化基金の設置・運営	●国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	●国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	●地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証等の発行)
4. 保険税の決定 賦課・徴収	●標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	●標準保険料率等を参考に保険税率を決定 ●個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	●給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ●市町村が行った保険給付の点検	●保険給付の決定 ●個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	●市町村に対し、必要な助言・支援	●被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

後期高齢者医療制度のお知らせ

運営協議会委員の募集について

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。



応募資格等について

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）
- 【募集人数】 5名
- 【任 期】 平成30年7月から2年間（開催は年3回を予定しています）
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合および役場町民課窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 4月27日(金)
- 【選 考】 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します
- 【報 酬 等】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601

福祉課から

平成30年度

町立認定こども園(保育所型)
へき地保育園入園児追加募集

次の保育園において、平成30年4月からの入園児の追加募集を行います。入園基準や運営状況等の詳細については、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

なお、別海保育園については、0歳児（平成29年4月2日以降に生まれた生後6ヶ月以上の児童）の受付について追ってお知らせを予定しています。その他のクラスについては、定員に達しているため、現在のところ追加募集の予定はありません。

■対象となる保育園と入園児童

認定こども園	募集定員	入園対象児童	電話番号
上西春別保育園	若干名	平成30年4月2日現在で生後6ヶ月以上から就学前の児童。	77-2040
中春別保育園		平成30年4月2日現在で満3歳以上から就学前の児童。 ただし、4月から11月までに3歳になる児童は、誕生月の翌月から入園可。	76-2030

※保育認定の申請には「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

へき地保育園	募集定員	入園対象児童	電話番号
上春別へき地保育園	若干名	平成30年4月2日現在で満3歳以上から就学前の児童。 ただし、4月から11月までに3歳になる児童は、誕生月の翌月から入園可。	75-6328
西春別へき地保育園			77-2344
上風連へき地保育園			75-7328
本別海へき地保育園			75-8120
豊原へき地保育園			76-2126

■受付期間

上西春別保育園、中春別保育園 3月2日(金)から3月16日(金)まで

※以降は定員に達するまで随時受け付けます。

各へき地保育園 定員に達するまで随時受け付けます。

■申込書類交付場所及び提出場所、問合せ

福祉課こども・子育て担当（内線1331・1313）、別海保育園を除く各保育園
ホームページ <http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=4397>

